

議案第 5 2 号

亀山市教育委員会教育長の給与の臨時特例に関する条例の制定について

亀山市教育委員会教育長の給与の臨時特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 5 年 6 月 1 8 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市教育委員会教育長の給与の臨時特例に関する条例

提案理由

条例の制定について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市教育委員会教育長の給与の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における亀山市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の給与の支給額を減額するため、教育長の給与の特例を定めるものとする。

(給料月額の特例)

第2条 特例期間においては、教育長に対する給料月額の支給に当たっては、亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例（平成17年亀山市条例第42号。以下「条例」という。）附則第5項の規定にかかわらず、条例第2条第1項に規定する給料の月額（以下「給料月額」という。）から、給料月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(期末手当及び勤勉手当の額の特例)

第3条 特例期間においては、教育長に対する期末手当及び勤勉手当の支給に当たっては、条例附則第6項の規定にかかわらず、教育長が受けるべき期末手当の額（条例第3条第3項の規定により計算した額をいう。）及び勤勉手当の額（同条第4項の規定により計算した額をいう。）から、当該期末手当及び勤勉手当の額にそれぞれ100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。